

球磨川水系学識者懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「球磨川水系学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、国土交通省九州地方整備局が作成する「球磨川水系河川整備計画原案（国管理区間）」及び熊本県が作成する「球磨川水系河川整備計画原案（熊本県管理区間）」について、学識経験を有する者として意見を述べるものとする。

2 懇談会は、「球磨川水系河川整備計画（国管理区間）」及び「球磨川水系河川整備計画（熊本県管理区間）」（以下、「整備計画」という。）策定後、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、整備計画の内容について点検を行う際に、学識経験を有する者として意見を述べるものとする。

3 懇談会は、前項の点検の結果、整備計画の変更が必要であると判断する場合、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、国土交通省九州地方整備局または熊本県が作成する整備計画の変更原案について、学識経験を有するものとして意見を述べるものとする。

4 懇談会は、整備計画（国管理区間）に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、国土交通省九州地方整備局長及び熊本県知事が設置する。

2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長及び熊本県知事が委嘱する。

3 懇談会は、別表－1の委員をもって構成する。

4 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

5 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は、整備計画作成者または委員の要請があり、委員長が必要と認めた場合に招集する。

- 2 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所及び熊本県土木部河川港湾局河川課に置く。

- 2 事務局は、懇談会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認められるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、令和3年8月4日より施行する。